

国際投資協定と縮小する開発政策空間

—— NAFTA モデルとその波及

尹 春 志

I はじめに

WTO 体制の発足以後、さまざまな形態の二国間、複数国間の経済統合協定 (economic integration agreement: EIA) が増殖している。今日、それは新たな地域主義の台頭として語られ、投資と貿易フローを促進するグローバルな経済統合の推進力の一つとみなされている。その際、具体的にどのような制度化が行われようとしているのかを精査することもなく、たんに貿易障壁が撤廃され投資環境が整備されれば、経済的相互依存もしくは機能的統合が深化し、協定加盟国の経済的厚生が無条件に改善されると主張される場合が多い。だが、そのような理解は、現実の世界経済に内在する階層的な権力構造を全く考慮していない。

先進国と途上国間の EIA では、その効果が、両者の経済構造や世界システムにおける地位の違いを反映してかなり非対称なものとなる。たとえば、工業製品とサービス貿易の全面的な自由化を求める先進国の要求は、これから工業化の隊列に加わろうとしている途上国には受け入れがたい。その一方で、途上国の農産物市場開放要求は、先進国の農業保護政策と対立する。この構図は、WTO のみならず先進国・途上国間の自由貿易協定 (free trade agreement: FTA) や経済連携協定 (economic partnership agreement: EPA) 締結交渉ではつねに見られる。

他方、今日の EIA の大部分には、投資の自由化コミットメント、投資の保護・促進に関する実体規定が含まれている。この種の EIA の拡大が、二国間投資協定 (bilateral investment treaty: BIT) の急増とともに、経済統合

の制度化の軸心を貿易から投資のレジーム形成にシフトさせつつある。UNCTADによれば、2005年末時点で、2,495のBITと232のそれ以外の国際投資協定（international investment agreement: IIA）が確認されており、そのうち先進国・途上国間のBITが全体の39%を占めている（UNCTAD 2006a: 26-28）。先進国と途上国の非対称な関係は、こうした投資協定において際立っている。国際投資が先進国から途上国へのフローで特徴づけられるかぎり、投資自由化は、途上国側の一方的な規制撤廃を意味し、開発政策との間に緊張関係を生み出しているのである。

本稿の目的は、EIAをめぐる非対称性のうち、投資自由化が途上国の開発政策に対してもつ含意を検討するところにある。実際、IIAの性格は、一定の方向に収斂する傾向を示しており、そのことが、翻って途上国の開発政策空間（development policy space）を著しく狭めている。グローバリズムは国家の退場を喧伝し、その名の下にネオ・リベラルな構造改革を、とりわけ途上国の側に課していく。IIAは、それに法的な拘束力と強制力を付与しているのである。

以下では、この種のIIAのメルクマールとして、NAFTAを取り上げたい。米国のNAFTA推進の意図は、包括的な貿易・投資の自由化を地域協定の枠組みで実現し、難航を極めるGATTウルグアイ・ラウンド交渉を有利に進める梃子とするという点にあった（UNCTAD 2006b: 8）。そのため、それが網羅する分野は、GATT+ α として構成され、WTOのすべての 이슈ーが含まれている¹⁾。なかでも「投資および紛争処理」に関するNAFTA第11章は、強力な投資自由化、投資保護、紛争処理の三位一体によって特徴づけられ（Kurtz 2002: 2）、その後のIIAの性格を大きく変化させた。以下では、まず、NAFTAのIIAとしての性格を析出することから議論を始めよう。

1) 全文はNAFTA事務局のホームページ（http://www.nafta-sec-alena.org/DefaultSite/index_e.aspx?DetailID=78）参照。

II 国際投資協定としての NAFTA

1. NAFTA 投資規定の特徴

(1) ネガティブ・リスト方式の自由化と設立の権利

戦後直後に国際貿易機関 (ITO) 構想が挫折して以後、さまざまな試みがなされながらも、OECD の自由化規約 (OECD Codes of Liberalization) や多国籍企業行動指針 (OECD Guidelines for Multinational Enterprises) を除けば、現在、多角的投資ルールとして法的な拘束力を持つのは、WTO のサービス貿易の一般協定 (GATS) と貿易関連投資措置 (TRIMs) 協定だけである²⁾。しかも、そのうち国際投資の自由化条項を含むのは GATS のみで³⁾、製造業部門の多国間ルールは存在しない。

投資自由化で最も重要となるのは、内国民待遇 (national treatment: NT) と最恵国待遇 (most-favored nation treatment: MFN) の規定である。この2つを、どの分野にどのような方式で適用するかによって、自由化の性格と程度が決定されるといってよい。その方式には、大きく分けて、ポジティブ・リスト方式とネガティブ・リスト方式の2種類がある。前者は、締約国間で自由化コミットメントの約束表を作成し、個別部門ごとに NT と MFN の適用をリクエスト・オファー形式の交渉で決定するものである。それに対して、後者は、全部門の自由化を原則として例外部門を列挙する方式で、一般的には、ボトム・アップ型で段階的な自由化を志向するポジティブ・リスト方式

2) これ以外にも、1994年に作成され98年に発効した「エネルギー憲章に関する条約」がある。エネルギー憲章条約は、欧州諸国、米国、カナダ、オーストラリア、日本が、旧ソ連及び東欧諸国のエネルギー分野の改革と貿易・投資を促進することを目的にした法的拘束力をもつ協定であるが、ロシアは未加盟であり、米国とカナダも州政府との調整が困難であることから署名していない。

3) GATS では、サービス貿易の態様を、第一モード：いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供、第二モード：いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの、第三モード：いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって、他の加盟国領域内における業務上の拠点 (commercial presence) を通じて行われるもの、第四モード：いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって、他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるものと定義している (GATS 第1条2)。第3モードが国際投資に相当する。

よりも自由化度は高い (UNCTAD 2004)。

GATS では、第2条において MFN についてはネガティブ・リスト方式で適用する旨が明記されたうえで、第16条で市場アクセスを規定し、次に第17条で NT にはポジティブ・リスト方式を適用する、というハイブリッド型の自由化コミットメントとなっている。一方、NAFTA は、MFN、NT ともにネガティブ・リスト方式で適用され、GATS より包括的な自由化コミットメントを規定している (NAFTA1108条)⁴⁾。

問題は、この方式が、投資が行われた後 (設立後段階) のみならず、設立前段階にも適用される点にある。NAFTA1102条は、「投資の設立、取得、拡張、経営、行動、運営、販売、その他の処分に関して」、相手国の投資および投資家に対して、「同様の状況で」自国の投資家および投資に対して与えられるものよりも「不利でない待遇を与える」として、外国投資家に設立前・設立後段階で NT を与え、また、1103条では、まったく同様の条件で MFN を規定している⁵⁾。

たしかに GATS の市場アクセス条項は、外国投資家に設立段階で NT を付与する。だが、それは、あくまでもポジティブ・リスト方式の下、特定の約束分野に限定され、受入国の設立前の権限は留保されている。それに対して、NAFTA では、特定の例外分野を除けば、すべての投資に受入国の許認可権が及ばないのである。

-
- 4) NAFTA では、GATS の第三モードは第12章クロス・ボーダーサービス貿易ではなく、第11章の投資に含まれる。また金融サービスについては第14章に別立てで投資規定が存在するが、基本的に第11章に準じている。
 - 5) NT と MFN については、その条文と基準が問題となる。NAFTA の場合、「同様の状況 (in like circumstances)」とは、外国投資家と国内投資家が同じ経済部門もしくはビジネス部門に属するということを主たる基準にケース・バイ・ケースで決定されるとされ、「不利でない (no less favorable)」待遇とは、国内の競合企業に付与される最良の待遇よりも不利でないという意味に解されている。特に、後者は、「同じ待遇」や「同程度に有利な待遇」といった規定よりも、投資家に有利な規定である (UNCTAD 2003a: 108)。

(2) 広範なパフォーマンス要求の禁止

NAFTA の投資ルールの第二の特徴は、パフォーマンス要求に関する規定にある。パフォーマンス要求とは、輸出、生産、雇用、技術移転など、設立・営業の条件として外国企業に受入国政府が課す要求であり、従来型の FDI 政策では重要な位置を占めていた。そのため、WTO を含む国際協定の交渉舞台は、その広範囲な禁止を求める先進国と、それに抵抗する途上国という鮮明な対立図式で描かれてきた。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、このイシューについて輸入品に対する NT (GATT 第 3 条) と輸出入に関する数量制限措置の禁止 (GATT 第 11 条) が貿易制限的・歪曲的な投資措置としてどの程度適用可能かが問題となった。最終的に、TRIMs 協定では、途上国の反発から付属文書で輸出入制限、輸出入均衡要求、外国為替制限による輸入制限、ローカル・コンテンツ要求のみが例示されるにとどまり、しかもそれはサービス分野をカバーするものとはならなかった。

これに対して、NAFTA1106条 (パフォーマンス要求) では、ネガティブ・リスト方式を採用しつつ、サービス部門を含め WTO の TRIMs を超える広範なパフォーマンス要求が明示的に禁止されている。具体的には、(a) 輸出パフォーマンス要求、(b) ローカル・コンテンツ要求、(c) 国産品購入・使用・優先要求、(d) 輸出入および外国為替均衡化要求、(e) 国内販売要求、(f) 技術・生産過程・著作権上の知識移転要求、(g) 供給地指定要求が、それに当たる。さらに、NAFTA 1107条は上級経営者や取締役の現地人雇用要求を、1102条 4 は出資比率制限も禁じている。その一方で、生産移転、サービスの提供、労働者の訓練・雇用、特定施設の建設・拡張、研究開発の実施に対する要求を条件に優遇措置を付与することは禁止されておらず (1106条 4)、投資インセンティブの供与に対しては寛大な条項となっている⁶⁾。

たしかに GATS は、(a) 提供者数の制限、(b) 取引総額・資産総額の制限、(c) 事業総数・総産出量の制限、(d) 雇用者数の制限、(e) 合併企業等

6) ただし、(b)、(c)、(d)、(e) については、投資インセンティブ供与の条件として用いられることも禁止されている (NAFTA1106条3)。

事業体の形態の制限や要求、(d) 外国資本参加の制限といった NAFTA 以上に広範な広義のパフォーマンス要求を禁止している (GATS 第16条2)。だが、NAFTA の場合、上述のようにネガティブ・リスト方式で設立前に NT が付与されることから、これらの要求も投資受入国の現地企業にも適用されないかぎり禁止されることになる。

(3) 投資保護と紛争処理：概念の拡張

伝統的に IIA は、投資および投資家の保護を目的とするものである。その際、重要なのが、投資の定義、接収 (taking) もしくは収用 (expropriation) の概念、紛争処理メカニズムの内容である。これらの点でも、NAFTA は投資保護のあり方を大きく変えた。

マクロ経済運営上の懸念や資本勘定自由化に対する警戒感から、従来の協定では保護や資金移転の自由の対象に、短期流動性の高い証券投資が含まれることは稀であった⁷⁾。これに対して NAFTA 第11章は、広く投資を企業と関連する資産と定義している (1139条)。具体的には、(a) 企業、(b) 企業の株式証券、(c) 企業の負債証券、(d) 企業への融資、(e) 企業の所得や利潤のうち所有者が共有する権利をもつ企業の請求権、(f) 解散時の企業資産のうち、負債債券や貸付を除く所有者が権利を共有する企業の請求権、(g) 経済的利益を期待して取得された、あるいは経済的利益や他の事業目的のために使用される不動産、もしくはその他の有形無形の資産、(h) 締約国の領土内で、資本やその他の資源が経済活動にコミットすることから生じる請求権 (ターンキー契約、建設契約、営業権を含む投資家の資産にかかわる契約、報酬が企業の生産、収入、利潤に実質的に依存する契約)、となる。

注目すべきは、こうした投資の接収 (taking) もしくは収用 (expropriation) の概念である。そもそも投資保護協定は、植民地の独立による旧宗主国の帰属財産、また社会主義体制の移行にともなう旧外国人投資家資産の没

7) GATS や TRIM 協定には、明確な投資の定義は存在しない。ただし、GATS の場合、「業務上の拠点」という用語で、事実上、企業ベースの定義が採用されている (UNCTAD 2003: 101)。

収、そして第三世界諸国による資源国有化など、途上国や旧社会主義国政府による外国人資産の国有化・接収に対する補償を確保するためのものであった (UNCTAD 2004)。旧来型のこうした「直接的な」接収に対する懸念がほぼなくなった今日、補償の対象は、いわゆる「間接的な」接収、あるいは「規制による接収 (regulatory takings)」に重点が移っている⁸⁾。その先鞭をつけたのが NAFTA であった。その1110条は次のように規定している。

「自国領内の相手国の投資家による投資を直接的もしくは間接的に国有化あるいは収用するか、あるいはそのような投資を国有化あるいは収用するのと同等の措置をとってはならない」 [強調は筆者]。

これは、資産が直接収用されなくても、協定発効後に受入国政府の政策変更によって、投資家の資産になんらかの損失が発生した場合、受入国政府に補償の義務が発生することを意味している。上述のごとく、その資産には直接投資のみならず株式や債券などの証券投資、知的財産権、種々の契約までもが含まれる。さらに、NAFTA は、こうした収用とその他の規定違反に対して、パネルを構成し投資家が直接締約国を仲裁法廷に訴える権利までも認めている⁹⁾。そして、1105条 (待遇の最低基準) では、「公正かつ衡平な待遇 (fair and equitable treatment)」と「完全な保護と安全 (full protection and security)」の文言が盛り込まれ、NAFTA の規定になくとも、国際法に準拠して投資家には受入国に対する訴求権が付与されている。

2. NAFTA 投資ルールと開発政策空間の縮小

ネガティブ・リスト方式で NT と MFN を締約国の投資家に付与し、トップダウン型の拘束的な自由化を約束する NAFTA 第11章のルールは、明らか

8) 政府の規制によって徐々に投資家の資産価値が減少していくことから、「忍び寄る接収 (creeping takings)」とも呼ばれている。

9) NAFTA の紛争処理メカニズムの詳細と具体的事例については、Hufbauer and Scott (2005) 第4章に詳しい。

に現行 WTO の GATS や TRIMs 協定の範囲を超えている。注視したいのは、この種の協定が、先進国（米国とカナダ）と途上国（メキシコ）の間で締結されていることの意味である。

従来、国家が外国投資家に対して無制限の権利を保障することはなく、国際慣習法上も、自国領土での設立の許認可権は、国家に存するものとされてきた（UNCTAD 2006b）。特に、途上国は、その開発目標に則して、たとえば特定部門における多国籍企業の寡占的支配を回避し、また現地企業のクラウディング・アウトを防止するために、この権利を行使してきた。ところが設立前段階に NT を付与する NAFTA の規定に従うならば、もはやこの権利は当該国に存在しないことになる¹⁰⁾。受入国の主権の一部とされてきた権利が「投資の権利」に置き換えられてしまっているのである。

一方、外国企業に対するパフォーマンス要求は、外資を受け入れる国にとって産業政策の核をなすものであり、それを現実に多用してきたのは先進国自身であった。先進20カ国を対象とした米国通商代表部（USTR）の調査によれば¹¹⁾、1989年の時点ですらローカル・コンテンツ要求を課す国が6カ国も存在していた。またその数は、輸出パフォーマンス要求で3カ国、出資率規制7カ国、ライセンス供与要求2カ国、外国為替・送金制限5カ国となる（UNCTC1991）。米国についても、表1で示されるように、ウルグアイ・ラウンド交渉時点で、NAFTAによって禁じられたパフォーマンス要求のほとんどを使用していた。その意味で、この規定は、先進国、途上国双方の外資規制政策を制約する相互主義的なものかもしれない。だが、すでに一定水準以上の産業発展を実現した国と、これから育成しようとする国とでは、それがもつ含意はまったく異なっている。この規定によって、メキシコが、産業政策を実行する余地は狭まり、現地企業や経済に対する FDI の波及効果を

10) 例外的に巨額の買収であったり、外国の所有者がメキシコ企業の40%を超える株式を取得する場合にのみ、政府の許可が必要となる（Shadlen, 2005: 766）。

11) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスの20カ国。

高める能力は制約されざるをえないだろう (Chang 2002, Guisinger et al. 1985, Kumar 2005, UNCTAD 2003b)。

表1 ウルグアイ・ラウンド交渉時点での主要先進国のパフォーマンス要求

パフォーマンス要求	内容	適用国
出資比率	投資の所有権の制限	米国
ライセンス供与	技術移転要求	米国
送金制限	対外金融移転制限	米国
外国為替制限	対外金融移転制限	EC, 米国
製造制限	生産制限	EC, 米国
技術移転	技術移転要求	日本, 米国
国内販売	輸入の代替	EC, 日本, 米国
製品指定	他の輸出の代替	EC, 日本, スイス, 米国
貿易均衡化	他の輸出の代替	EC, 日本, スイス, 北欧諸国, 米国
ローカル・コンテンツ	輸入の代替	EC, 日本, スイス, 米国
輸出	他の輸入の代替	EC, 日本, スイス, 米国

出所: UNCTC (1991)

第三に、従来、外国人投資家および投資の保護は、投資国の外交保護権行使の問題として取り扱われ、紛争処理は国家対国家によるものと考えられてきた (UNCTAD 2004: 35, 岩瀬2004: 5-7)¹²⁾。途上国、なかでもラテン・アメリカ諸国は、歴史的に、国内投資家よりも有利な待遇を外国人投資家に付与することを禁じ、投資家と受入国の間の紛争は、受入国の法廷や裁判所でもっぱら処理されるべきであると主張してきた。この「カルボ原理 (Calvo doctrine)」は、1974年の国連経済的権利義務憲章でも採用され、途上国の開発のための権利の一部とされてきたものである¹³⁾。メキシコは、NAFTA 縮

12) 1965年に世界銀行グループを中心に採択された「投資紛争解決条約 (Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States)」にもとづき設立された投資紛争解決国際センター (International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID) への紛争付託という形で、NAFTA 以前にも投資家対国家の紛争処理が行われていた。具体的事例については、岩瀬 (2004) 参照。

13) 取用の権利は、開発の権利を求める第三世界運動の成果の一つである。1962年の国連の天然資源に関する恒久主権決議以前、国際慣習法では、いかなる目的であれ、補償をともしない民間財産の取用の権利は政府にはない、とする「ハル・ルール (Hull Rule)」が支配的であった。米国がこのルールの支持国であったことはいうまでもない。

結とともに、それを事実上放棄させられたことになる(UNCTAD 2003a: 139)。

さらに、規制の変更によって間接的に発生したとみなされる投資家の損失までもが、間接的収用として補償対象にされることで、外国企業に対する「規制の権利」は協定の実体規定以上に制約されることになる。経験の浅さから、この種の仲裁を遂行する途上国の能力は、先進国よりも劣位にある。また弁護士費用などの紛争処理コストに加え、政策変更による損失を正確に評価することが実質上不可能であるために、その補償額そのものも不確実である。そのため、間接的収用として訴えられる可能性のある政策そのものを自粛する傾向が生まれている。そのような政策が、環境や健康に関連する場合も多く、その自主規制は、公共の利益を損なわせる可能性が高い (Haslam 2005: 6, Peterson 2004: 24-30, UNCTAD 2003a)¹⁴⁾。

このように NAFTA の投資規定の中核的要素は、国家の外国企業に対する規制能力と権限を著しく制約するものにほかならない。仮に締約国間で双方向の企業進出があり、両者の国際競争力が同程度のものであるならば、それも、「競争条件を平準化する (level the playing field)」する衡平なルールといえるかもしれない。だが、それが先進国と途上国の協定であるとき、後者から前者への企業進出がほぼ皆無であり企業の競争力に圧倒的格差があることを鑑みれば、この種のルールは、途上国側の開発政策空間を一方向的に縮小する効果しかもたないのである。

NAFTA の影響力は、その加盟国にとどまるものではない。その諸規定は、今日、先進国・途上国間で結ばれる IIA の有力なモデルとして急速に普及し、ネオ・リベラルなグローバル化の制度化の一翼を担っている。

Ⅲ ネオ・リベラル国際投資レジームの形成と開発政策空間

1. NAFTA モデルの国際的波及：米州から東アジアへ

NAFTA モデルの典型的な適用事例が、1995年に交渉を開始した OECD 多

14) 1994年から2004年までの NAFTA 第11章関連の紛争は計39件で、メキシコ企業が原告となったのは対カナダ政府の1件のみ、米国企業による対メキシコ政府への申し立てが15件と最大である。事例については Hufbauer and Scott (2005) を参照。

国間投資協定 (Multilateral Agreement on Investment: MAI) 草案であった (Reiter 2006: 236)。MAI には、設立前・設立後の NT と MFN のネガティブ・リスト方式の適用、証券投資を含む資産ベースの投資の広い定義と投資家対国家の紛争処理規定、NAFTA すら上回る広範なパフォーマンス要求の禁止、間接的収用を含む拡張的な収用概念など、NAFTA 型と呼べる要素がすべて盛り込まれていた (Kurtz 2002)¹⁵⁾。だが、結局、MAI は、1998年12月に廃案に追い込まれている。そこには、途上国の反発と NGO による批判だけでなく、EU が地域統合組織 (regional economic integration organization: REIO) 条項¹⁶⁾を盛り込むことで最恵国待遇の例外適用を求める一方、最も積極的な推進者であった米国もヘルムズ・バートン法¹⁷⁾ (Helms-Burton Act) による国内法の域外適用を要求するなど、先進国側の足並みの乱れも作用していた。

MAI の挫折とともに、多国間投資レジーム形成の場合は、WTO に移行することになる。1996年12月の第1回 WTO 閣僚会合では、投資、競争、貿易円滑化、政府調達 の4つの新分野 (シンガポール・イシュー) が提起され、「貿易と投資に関するワーキング・グループ (WG)」で投資ルールの作成が検討されてきた。しかしながら、MAI の余波のなか、多国間ルールを議論すること自体に反発するインド、中国、ブラジルなどの主要途上国と調整がとれず、2003年9月のカンクーン第5回閣僚会合では交渉を開始することすらできなかった。ここで興味深いのは、MAI の推進者であった米国自身が必ずしも積極的ではないという点である。WG で検討された投資ルールは、実のところ、GATS 型のボトム・アップ式 (ポジティブ・リスト方式) の自由化コミットメントであり、さらには開発条項を含むなど、NAFTA モデルに従うものではなかったというのがその理由であろう。

15) MAI の主たる論点と経緯については、UNCTAD (1999b) と Kurtz (2002) を参照。

16) 地域統合組織の加盟国間で相互に付与している特惠待遇は他の MAI 加盟国への無条件適用を免除されるべきとの条項。この条項は、EU 以外の交渉国から無差別原則に反するとして批判が集中した。

17) 正式名称は、「キューバ解放と民主連帯法」 (the Cuban Liberty and Democratic Solidarity Act)。同法は、革命後キューバ政府により接収された企業に、当該資産を取引する第三国の企業に対して、補償請求の権利を認めるものである。この適用をめぐる EU と米国は対立した。

むしろ米国は、ゼーリック (Robert Zoellick) 前 USTR 代表が提唱した「競争的自由化 (competitive liberalization)」戦略のなかで、急速にバイラテラリズムへの傾斜を強めている (Haslam 2005: 3)。米国が、MAI と平行して推進してきた複数国協定に、1994年の米州サミットで提案された米州自由貿易地域 (FTAA: Free Trade Area of the Americas) 構想がある。だが、ここでも、2003年11月のマイアミ貿易相会合で、ブラジルを中心に強力な反対に直面し、米国は多国間での一括交渉ではなく、二国間の FTA ネットワークの形成によって FTAA を実質化する方向に転じている¹⁸⁾。

この方針に従い、米国は、すでにチリ、ペルー、ドミニカ共和国、中米5カ国 (コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグア) と投資規定を含む FTA を締結し、現在、ボリビア、コロンビア、エクアドル、パナマと交渉過程にある。その流れは東アジアにも波及し、シンガポールとの FTA 締結を皮切りに、2002年10月の EAI 構想 (the Enterprise for ASEAN Initiative) の発表以降、タイ、マレーシアと FTA 交渉を進め、さらには韓国とも FTA を締結しようとしている。これら FTA に盛り込まれた投資規定は、すべて NAFTA モデルに従っている¹⁹⁾。

加えて、近年、米国によって多用されているのが BIT である。2005年6月1日現在でその数は46に上り、その8割近くが1990年代に入ってからのものである。投資保護を目的とする伝統的な BIT とは異なり、米国の BIT は、NAFTA 以前も投資自由化協定としての性格を強くもっていた (UNCTAD 2006b: 47)。とはいえ、1980年代に締結された BIT のなかには、設立の権利やパフォーマンス要求といった点で相手国の要求に譲歩する場合も多々見ら

18) そもそも米国にとって、FTAA 構想の端緒は、1990年ブッシュ (父) 大統領が提唱した米州支援構想 (Enterprise for the Americas Initiative) にあり、NAFTA は、この構想の先行計画として位置づけられていた (佐々木2003)。

19) 2002年11月に提出された FTAA 草案の投資に関する章では、資産ベースの投資の定義を採用し、ネガティブ・リスト方式の NT と MFN の付与 (設立前・設立後)、TRIM 協定を超えるパフォーマンス要求の禁止 (投資インセンティブ・リンク型を除く)、直接的・間接的取用の禁止といった条項が検討されている (UNCTAD 2003: 92)。他方で、米国の二国間 FTA の投資に関する章は、ほぼ NAFTA と同一の文言と規定からなる。各協定の全文は USTR (http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Section_Index.html) 参照。

れた (Haslam 2005)²⁰⁾。NAFTA の投資規定は、実は、従来の規定の曖昧さを取り除き、米国型 BIT モデルとして純化したものである。米国の BIT プログラムは、その時点で締結されている協定をもとにモデル BIT を作成し、以後の交渉を行うという手法をとる。モデル BIT は、1982年から2004年までに合計 7 回改正されたが、現在の2004年モデル BIT の条文は、ほぼ NAFTA の規定を踏襲している (Reiter 2006: 220)²¹⁾。

NAFTA モデルの波及は、米国発のものにかぎらない。実際、メルコスール (MERCOSUR)、カリブ共同体 (CARICOM)、中米 5 カ国 (CAFTA) Group of 3 といったラテン・アメリカ諸国で構成される大規模な経済統合協定の投資規定や BIT も、程度の差こそあれ、NAFTA 投資規定の特徴を備えている (表 2 参照)。その結果、西半球には、NAFTA 型の規定にもとづいた事実上の国際投資レジームが形成されているとみなすこともできる (Haslam 2005)。だが、南-南協力の一環と位置づけられる途上国間協定と先進国・途上国とで結ばれる協定では、その戦略的な含意が異なる。前者は、基本的には、途上国企業に広域的な市場を提供しその多国籍化を促すことで、先進国市場と先進多国籍企業への依存度を低下させることを意図するものであり、投資の権利を制度化することを目的とするものではない²²⁾。

20) たとえば、バングラデシュ、コンゴ民主共和国、モロッコ、トルコとの BIT では、パフォーマンス要求の禁止は回避すべき努力目標でしかない。一部を除き各 BIT の全文についても USTR のホームページで閲覧できる。

21) 2004年モデル協定は http://www.ustr.gov/assets/Trade_Sectors/Investment/Model_BIT/asset_upload_file847_6897.pdf から入手可能。

22) メルコスールの、Protocol on Protection and Promotion of Investment では、加盟国企業には設立の権利を認めても、非加盟国企業には国内法に従うことが規定され、国家の規制の権利が留保されている (UNCTAD 2006b: 81)。またラテン・アメリカ諸国間の BIT では、設立前の NT の付与やパフォーマンス要求の明示的な禁止がないことも特徴である (Haslam 2005)。

表2 NAFTA型投資協定の国際的波及

	範囲	自由化				法的保護						協力	
		投資の許可設立の権利定義	資金の移転	パフォーマンス要求の禁止	参入後の待遇		取用	知的所有権	紛争処理		促進	枠組み将来の交渉	
					NT	MFN			国家対国家	投資家対国家			
NAFTA	1994	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豪一米	2003	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米-ベトナム	2000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米-チリ	2003	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米-モロッコ	2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
CAFTA	2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カナダ-チリ	1996	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
MERCOSUR	1994	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
CARICOM	2001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Group of 3	1994	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウルグアイ-墨	2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
CARICOM-コスタリカ	2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
EC-スリランカ	1994												
EC-エジプト	1999												
EC-ACP	2000												
EC-アルガルシア	1993	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
EC-ロシア	1994	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
EFTA-星	2002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豪-タイ	2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日-星	2002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日-マレーシア	2005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日-フィリピン	2006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
チリ-韓	2003	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
台湾-パナマ	2004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注) NT: 内国民待遇、MFN: 最恵国待遇、FET: 公正かつ衡平な待遇、Group of 3=コロンビア、ベネズエラ、メキシコ
出所: UNCTAD(2006)に加筆修正。

これに対して、明確に NAFTA モデルを選好しているのが、日本の EPA である。多角主義を通商政策の要としてきた日本は、米国と並ぶ MAI の支持国であると同時に、EU とともに WTO シンガポール・イシューの最も積極的な推進国であった。両者が事実上頓挫した現在、日本もまたバイラテラリズムもしくはブルーリテラリズムへの傾斜を強めている。実際、日本も、シンガポールとの EPA 締結（2002年）を皮切りに、メキシコ（2004年）、マレーシア（2005年）、フィリピン（2006年）とも投資規定を含む EPA を結んでいる（タイとは2005年に大筋合意）。

こうした一連の EPA のなかで日本は、NAFTA 型投資規定を盛り込むことを追及してきた。それは、EPA 締結を強力に要望してきた経団連などビジネス界の要求を忠実に反映したものである²³⁾。むしろ、投資ルールの作成こそが、「高水準の」EPA を目指す日本の戦略的課題であるといってもよい。そのことは次の事実からもわかる。日本は、EPA 交渉が中断している韓国とさえ、2002年にすでに投資協定を結び、ネガティブ・リスト方式にもとづく投資許可段階・許可後の MFN と NT の付与、輸出パフォーマンス、ローカル・コンテンツ、現地調達、役員の国籍、自国民雇用、技術移転、本部設置、R&D 達成といった広範なパフォーマンス要求を禁止している。2003年には、自国民雇用要求の禁止を除いて同様の投資協定をベトナムとも締結した。そして2006年10月には、EPA 交渉が日程にすら上っていない中国とも、投資保護のみを目的とした旧型 BIT を日中韓の枠組みで新型 BIT に切り替える交渉を開始することに合意している。

一方、日本のモデル協定と位置づけられるシンガポールとの EPA は、NAFTA 型投資ルールの中核的要素がすべて盛り込まれ、それを超える包括的な協定となった（UNCTAD 2003a, UNCTAD 2006b）。だが、メキシコを除けば、すべての協定で、それがモデルとしての役割を担っているわけではない。日本国内では、EPA 交渉が長引く理由として、日本の労働市場や農

23) 経団連が、NAFTA をモデルにした投資規定を要求していたことは次の文献からも明らかである。「経済連携の強化に向けた緊急提言」(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/020/index.html>)。

産物市場の開放問題のみが取り上げられるが、日本が要求する NAFTA 型の投資規定に、これら東南アジア諸国が抵抗を示したことも、交渉難航の重要な理由であった (尾池2006)。そのため、マレーシアやフィリピンとの EPA では、ネガティブ・リスト方式による設立前・設立後の NT と MFN の付与は製造業部門に限定され、サービス部門では GATS 方式が踏襲されることになった。さらに、マレーシアとは広範なパフォーマンス要求の禁止が、フィリピンとは投資家対国家の紛争処理が検討事項として先送りにされている²⁴⁾。とはいえ、日本は、ASEAN 諸国との二国間協定を担保に ASEAN 全体との EPA を締結することになっており、その際、個々の条項が再検討され、より十全な NAFTA モデルに再構成されることが予想される。上述のように、米国自身が自己の FTA 網をこの地域に拡大しようとしている以上、その攻勢を日本が手をこまねいて見ているという可能性はきわめて低い。

2. 市場アクセスと開発政策空間のトレード・オフ

東アジアの外向的経済発展戦略の成功以後、多くの途上国の外資政策は、FDI の導入に好意的な政策にシフトしてきた (図1 参照)。今日の途上国は、FDI 獲得競争の様相を呈しており、その意味で、IIA は、この競争に勝ち抜くための制度設計の一部とみなすこともできる²⁵⁾。他方で、東アジア工業化のもう一つの教訓は、単純な外資導入だけでその経済的成功が達成できたわけではないという点にある。FDI の正の効果を高めるためには、インフラを改善し、現地能力を高め、現地サプライヤーと多国籍企業との連関を構築する産業政策が必要とされる。さらに、韓国や台湾の場合、多国籍企業の活動

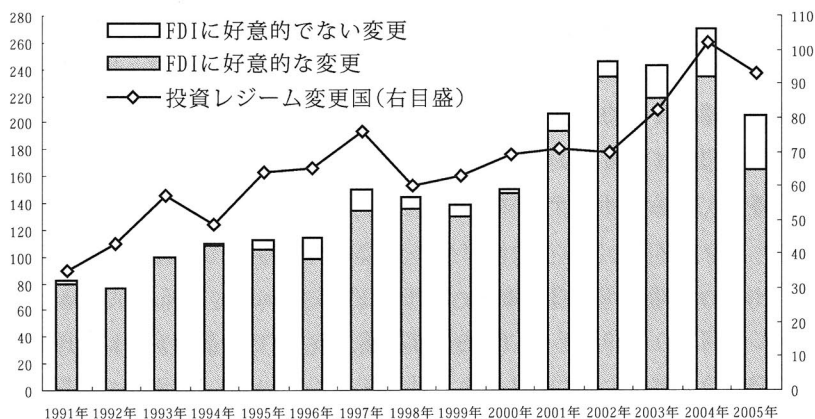
24) こうしたサービス部門の GATS 方式と製造業部門の NAFTA 方式を日本型 EPA の特徴とする見方もある。尾池 (2006) を参照。各協定の全文は、ADB, Asia Regional Integration Center (<http://aric.adb.org/ftatrends.php#>) や外務省のホームページ上で閲覧できる。

25) 従来、BIT と FDI との間には明確な正の相関は見られないとの見解が支配的であった。たとえば、Hallward-Driemeier (2003) および Friends of the Earth and World Development Movement (2003) 参照。これに対して NAFTA は例外的に FDI 増大効果の高い協定であった。さらに、BIT が、国内制度改革に代替し、FDI を追加的に増大させるとする研究もある (Banga 2003, Neumayer and Spess 2005)。

に対しても制限的かつ介入主義的な政策が採られ、それによって、国際的な連関を維持しつつ相対的に統合的な産業構造を確立することが可能となったということも看過すべきではない。つまり、外資導入型の経済戦略がもはや回避できない趨勢であるとしても、それを成功に導くためには、開発志向のFDI政策を追及する国家の能力が求められているのである (Lall 2005, UNCTAD 2001, UNCTAD, 2003a, UNCTAD 2006c, Wade 2005)。

ところが、NAFTA型ネオ・リベラル投資協定の普及は、その能力を着実に奪っている。投資環境整備の名の下に行われているのは、資本と開発政策空間の、そして市場アクセスと国家的政策の自律性のトレード・オフにほかならないのである (Shadlen 2005, UNCTAD 2006c)

図1 FDI関連の国家規制の変化(単位:件)



出所: UNCTAD(2006a)

そもそも種々の協定に組み込まれたWTOのルール自体が、途上国にネオ・リベラルな制度改革を迫り、開発政策空間を大きく縮小させるとの批判にさらされてきた (Kumar 2005, Oxfam 2005, Wade 2005)。かつての産業政策の主たる構成要素は、WTO体制下では、もはや使用することはできない。たとえば、FDIから現地企業への後方連関を創出するために活用されたロー

カル・コンテンツ要求や貿易均衡化要求は TRIMs 協定によって合法ではない。また、補助金および相殺措置に関する協定 (Agreement on Subsidies and Countervailing Measures: SCM 協定) は、輸出パフォーマンスやローカル・コンテンツとリンクした補助金を禁じている (SCM 協定第3条)。

とはいえ、途上国に、戦略的介入政策を策定する余地や法的な権利がまったくなくなったわけではない。WTO の個々のルールを精査すれば、そこには、依然として、国家的な開発目標を遂行するための自律的な政策形成の余地は残されている (Messerlin 2006, Shadlen, 2005: 762)。

TRIMs 協定は基本合意にすぎず、TRIMs が定義されているわけでもなければ、それを確定する明確な基準が存在するわけでもない。付属文書に明示される措置を除けば、何が貿易歪曲的であるかを決定する権利は途上国にも留保されている。WTO ルールの下でも、外国企業に技術移転を促しジョイント・ベンチャーを設立することや人的資本開発を要求することは可能なのである。一方、非特定性 (non-specificity) を示すか、研究開発、地域開発、環境への適応を目的とする場合、補助金を SCM 協定は認めている。さらに製造業部門では外国企業に設立の権利はなく、市場アクセス条項でそれを規定する GATS も、ポジティブ・リスト方式によって段階的な自由化を可能にし、リクエスト・アンド・オファー方式は途上国に交渉の余地を残している (Hamway 2005: 13, 25, Reiter 2006: 215-16, Shadlen 2005: 759-60)。

そして何よりも1947年 GATT をほぼ継承する WTO の諸協定では、国家的な開発政策を実行する柔軟性を途上国に許容するための「特別かつ差異ある待遇 (Special and Differential Treatment: S&DT)」が、いまなお基本原理の一つになっている。

1947年 GATT は、第18条と28条で、途上国にコミットメントと義務を免除し、幼稚産業保護や国際収支の保護のための柔軟性を与え、1965年には、第一回 UNCTAD 総会の後押しを受け、途上国に対する非互惠の原理を導入している。1979年の東京ラウンドでは、授権条項によって、一般特惠関税制度を含む貿易特惠の導入も認められた。そして、WTO 下でも、2000年には、

145の S&DT 規定がその諸協定に盛り込まれ、第5回閣僚会合でさらに27の規定が追加されている (Hamway 2005, Messerlin 2006)。たしかに WTO 体制への移行後、S&DT は義務免除ではなく移行措置だとの新解釈も打ち出され²⁶⁾、紛争処理協定は途上国が S&DT 規定を実行する能力を制限し、S&DT 本来の効力は侵食されつつある。それでも、S&DT は、WTO 交渉に臨む途上国の寄りどころであり、先進国からのネオ・リベラルな改革圧力の歯止めとなっている。

「競争条件の平準化」を目的とする NAFTA 型投資協定において、S&DT のような途上国と先進国の格差を考慮した開発条項が盛り込まれることはほぼありえない。逆に、その目的とするところは、WTO の場で主張されるこの種の要求を二国間、複数国間の枠組みで封殺することにあるとみてよい。協定がいったん締結されれば、不可逆性をともない、交渉の余地なく規定のもつ法的拘束力が持続する (Peterson 2004: 37)。しかも、投資保護が規制による間接的な収用にまで概念が拡張され、投資家の国家に対する訴求権を認めることで、規定遵守の基準は結果主義的なものとなる。投資協定は、法の支配による途上国のガバナンスの改善に資するという主張とは裏腹に、外国企業に「法的な飛び地 (legal enclave)」を提供するものであり、投資インセンティブを通じて外国企業と国内企業との内外逆差別を制度化するものである (Daniels 2004)。そのため、WTO 体制を肯定する論者ですら、IIA は逆 S&DT だとみなしている (Messerlin 2006)。

3. EU 型投資規定にみる UNCTAD の影響

NAFTA 型のネオ・リベラルな投資協定の拡散を防ぎ、開発政策空間の確保に奔走しているのが、国連貿易開発会議 (UNCTAD) である。周知のように、UNCTAD は、国連における第三世界運動の拠点として、途上国が先進国に対して集团的交渉力を形成し開発の権利を獲得していく支援を行ってきた。だが、1960年代末から70年代にかけて、産油国と非産油国の分裂、そ

26) たとえば、TRIMs 協定は、義務免除ではなく、途上国に対しては5年間、後発途上国に対しては7年間の移行措置を設けている。

して NIES の台頭による非産油国内部の分裂によって第三世界運動が事実上の崩壊を遂げて以降、同機関の活動は、多国籍企業の行動監視と政策提言に集中するようになっていく。その UNCTAD が、現在、最も精力を傾けているのが、ほかならぬ IIA 問題である。先進国が、投資協定を通じて法の支配という名目で開発の権利を剥奪しようとしている以上、途上国には、それを抑制し開発政策空間を確保する具体的な条項の作成能力が求められている。UNCTAD は、ここにネオ・リベラルなグローバリズムに対抗する新しい政治経済学を見出しているのである。実際、膨大な協定の条文を詳細に検討したその研究成果は、すでに数千ページにも及び、そのすべてが「開発のための柔軟性 (flexibility for development)」の確保という視点から分析されている。

UNCTAD の成果を紹介する紙幅は残されていないが、特筆すべきは、その影響が EU の立場に反映されているということである。EU は、WTO ドーハ開発ラウンドにおいて多角的投資ルールの作成に最も積極的で、これまでに数々のコンセプト・ペーパーを通じて自己の立場を表明してきた。そのほぼすべてが UNCTAD の研究に言及しつつ作成されている。

具体的には、多角的投資ルール策定に際して、S&DT を含む途上国が国家的な開発目標を追及する柔軟性を確保することが強調され (EU 2002d, EU 2003)、米国の BIT や NAFTA が設立に対して NT を付与していることを明記した上で、「許可・設立の権利は政府にある」ことを確認し、GATS 型のポジティブ・リスト方式による段階的自由化コミットメントを提唱している (EU 2002b, EU 2002c)。さらに、投資の定義でも、直接投資企業 (direct investment enterprise) と直接投資資本取引 (direct investment capital transaction) の二つの概念を提示し、受入国と投資家の長期的な関係を構築しない証券投資はルールの埒外に置くべきだと主張している (EU 2002a)。

たしかに、多くの開発 NGO からは、GATS 型の投資ルールも厳しく批判され、事実、それが途上国の政策の自律性を完全に確保するものではないことはまちがいない。しかしながら、それすらも容認しないネオ・リベラルな投資協定網が拡大するなかであって、WTO という国際舞台で、開発の権利

を留保し途上国に交渉の余地を認める EU の姿勢は評価してしかるべきものであろう。

これを「トロイの木馬」と見る向きもある。だが、EU は、自らの IIA でも、その基本的立場を貫いている。伝統的に BIT を多用してきたのはヨーロッパ諸国、とりわけドイツ、フランス、イギリスであった。ヨーロッパ型 BIT は、投資家および投資の保護を目的とするものであり、特に、NT や MFN は設立後段階にのみ適用され、パフォーマンス要求の禁止規定が盛り込まれることはほぼない (Reiter 2006: 211)。また EU は、EPA もしくは連合協定 (association agreement) という名の経済統合協定を拡大し、その多くに投資に関する実体規定が存在する²⁷⁾。その内容は、NAFTA モデルとは一線を画している。たとえば、チリとの EPA では、製造業、サービスの両部門で設立の権利を認めているが GATS 方式である。メキシコとの協定は、それもサービス部門に限定し、投資規定そのものをもたない。また、EU は 2010 年をめぐりに地中海諸国との間に自由貿易圏を形成することを目指しているが (バルセロナ・プロセス)、エジプト、イスラエル、レバノン、モロッコ、チュニジアとの協定は、サービス自由化の GATS 方式を確認し、将来的にそれを他部門に拡張するとしている²⁸⁾。EU は、2006 年からサービス自由化と設立の権利の範囲を拡大する交渉を開始しているが、こうした規定が基本となることは確実である。

こうしたなか、EU の対外経済関係で注目を集めているのが、2000 年の第 4 次ロメ協定の期限切れにともない締結されたアフリカ・カリブ・太平洋 (ACP) 諸国との連携協定 (コトヌー協定) である。この協定の下、EU は、ロメ協定が ACP に供与してきた特惠システムを 2007 年末で終了し、ACP 諸国を西アフリカ、中央アフリカ、東南アフリカ、南部アフリカ、カリブ諸国、太平洋諸国の 6 つの地域に分け集団的な EPA 交渉を行い、ソマリアを除く 76 ヵ国を自己の EPA 網に編入することを企図している。

27) 以下の協定の全文は、すべて EU 貿易総局のホームページ (<http://ec.europa.eu/trade/>) から入手できる。

28) 唯一の例外がヨルダンであり、ここではネガティブ・リスト方式で NT と MFN (のうちの有利な方が適用される) が付与されている (第 30 条 2 (a))。

コトヌー協定は、ロメ協定の非互恵的な貿易特惠から双務的な市場アクセスへと貿易関係を転換し、さらに世界銀行流のオーナーシップやグッド・ガバナンス論に類似の援助思想を展開していることから、OxfamなどのNGOから批判にさらされている²⁹⁾。一次産品貿易に依存することの是非(多様化の失敗)、四半世紀に及ぶ非互恵的な協定が貧困削減に与えた効果の評価、各国が援助疲れを見せるなか改善されない汚職や腐敗、そしてこの地域の紛争や人権侵害といった問題を置くとすれば(あるいは次元を異にするものと考えれば)、そこに見られる批判はすべて正鵠を射ている。それでも、これまで見てきた他の国際協定と比較すれば、コトヌー協定が異彩を放っていることは確認しておくべきである。

まず、協定では、ACP諸国の持続的な発展と世界経済への統合、そして貧困削減を目的の中心にすえた上で(第1条)、第35条では、経済・貿易協力ですべてのACP諸国にS&DTを確保することを明記している。加えて、多くの領域で可能なかぎりNGOの関与を認めている。しかも、第37条6では、ECとのEPAを締結しなかった非後発途上国に対して、WTOルールとの適合性という条件付きとはいえ、既存の状況と等価な(equivalent)貿易枠組みを検討する旨が約束されている。そして、この協定は、いかなるEU、ACP個別加盟国による条約、協約、協定よりも上位に位置づけられる(第91条)。これほどの「開発のための柔軟性」を条項として組み込んだ協定は他に類をみない³⁰⁾。

現時点で合意に達したEPAはないが、東南アフリカとのEPA草案では投資の促進と保護のみが規定され、太平洋諸国との草案ではnon-paperの形式とはいえ、設立前の権利と投資家対国家の紛争処理は明確に否定され、ポジ

29) 市場アクセス、シンガポール・イシュー、地域統合の分断、援助といった論点での批判は、Oxfam International (2006)を参照。ただし、援助に関しては、第67条4で主要多国間援助機関が援助・支援するプロジェクトは、自動的に調整援助の要件を満たしたものとみなす、と規定されているものの、第9条では、人権、民主主義の原則、法の支配のみを必須要素として、グッド・ガバナンスは基本的要素にとどめられ、援助停止の要件とはなっていない。

30) 日本とASEANの枠組合意では、S&DTが考慮される旨が示されている。だがそれが現実の二国間協定の実体規定には全く反映されていない。

ティブ・リスト方式で参入後の NT と MFN を規定し、さらには、他の国際協定に準拠する形でパフォーマンス要求を課す権利が認められている。こうした実体規定が現実にはどのように反映されるかは、今後の交渉過程に委ねられるが、少なくとも現時点で NAFTA 型投資協定とはまったく異質なものを志向していることだけはまちがいない。

現在の WTO ルールを基準にする EU に対する評価は、あくまでも相対的なものかもしれない。実際、EU も米国や日本と同様、ハブ・アンド・スポーク型の EPA 網を形成し、累積原産地規則を厳格に適用することでヨーロッパ系多国籍企業の活動環境を整備しようとしている³¹⁾。そして、EU が新型の BIT に移行できないのも、EU と加盟国との権限委譲をめぐる対立によるところが大きい。現行の EC 条約では、域内加盟国間の資本移動制限は禁止されているが (EC 条約第 73b 条)、直接投資、金融サービス及び証券投資を含む、第三国との資本移動を制限する国内法規は効力を持ち、外国投資にかかわる諸規制は、加盟国の権限に属するものとされている。EU に設立前の権利を保障する協定締結の権限を付与するならば、加盟国は投資に関して留保している権限を委譲しなければならないのである (Reiter 2006: 211-12)。

現在、批准が難航する欧州憲法条約は、この分野での EU の排他的権限を高めることを目的の一つとしている。それゆえ、将来、EU も、IIA を通じたネオ・リベラルな投資環境の制度化競争に参入する可能性は否定できない。だが、EU の EPA 戦略が、仮に NAFTA モデルにシフトしてしまえば、先進国と呼ばれる諸国のなかに UNCTAD の提唱する「開発のための柔軟性」に配慮した投資協定を推進するものはもはや存在しなくなることも事実なのである。

31) EU は、中東欧と EFTA との間に汎ヨーロッパ累積原産地システムを確立し、それを地中海諸国に拡大しようとしている。(累積) 原産地規則と多国籍企業の生産ネットワークとの関係は、EPA を論じる上で重要な論点である。稿を改めて論じたい。

IV おわりに

歴史上、産業政策を活用することなく、国際分業の階層構造を上昇した国など存在しないといつてよい (Chang 2002, Shadlen, 2005)。戦後、東アジアに代表される工業化に成功した途上国はすべて、投資を新たな部門に呼び込むために輸入管理と補助金を活用したし、後方連関効果や技術移転を加速させるために外国投資に対して種々の規制を課し、海外の技術革新を模倣し、その国内への拡散を促進するために独自の知的財産権レジームを形成した。だが、今日の世界経済で、途上国は、自由貿易、投資規制の緩和、資本移動の解禁、知的財産権の保護をめぐる国際協定によって、ネオ・リベラリズムという均一のモデルに従うよう強制されている。途上国に利用可能な政策オプションの範囲は制限され、先進国と呼ばれる国々が、かつてその発展プロセスで用いた政策手段を活用する権利は剥奪されつつある。

地域主義、経済統合、地域共同体の形成という掛け声は、それだけで何らかの相互利益が生まれるという錯覚に陥らせる。だが、そうした言葉の裏で現実に進行している事態は、ネオ・リベラリズムの外部からの強制的な制度化にほかならない。本稿は、その一端を NAFTA 型投資協定の国際的波及のなかに見てきた。

では、何ゆえに多くの途上国は、自らを拘束する制度構築に向かうのか。また、そうした制度化は現実の経済にどのような影響を与えるのか。そして、途上国には、いかなる選択肢が残されているのか。こうした問題は、歴史的・地政学的に形成された国家間関係と現実の経済的プレゼンス、そして各国・各地域固有の論理を踏まえて検討しなければならない。今後の研究課題としたい。

付記：本稿は、山口大学経済学部学術振興基金（2006年度個人研究助成 A）からの助成を受けた研究課題「地域統合下における産業政策の可能性」の成果の一部である。同基金に記して感謝の意を表したい。

参考文献

- Banga, Rashmi (2003) 'Impact of Government Policies and Investment Agreements on FDI In-flows,' Indian Council for Research on International Economic Relations, Working Paper, No.16.
- Chang, H.J. (2002) *Kicking Away the Ladder: Development Strategy in Historical Perspective*, London: Anthem Press.
- Daniels, Ronald J. (2004) 'Defecting on Development: Bilateral Investment Treaties and the Subversion of the Rule of Law in the Developing World,' (<http://www.unisi.it/lawandeconomics/stile2004/daniels.pdf>.)
- EU (European Union) (2002a) 'Concept Paper on Definition of Investment, Communication from the European Community and its Member States,' WTO, WT/WGTI/W/115.
- EU (2002b) 'Concept Paper on Modality of Pre-establishment, Communication from the European Community and its Member States,' WTO, WT/WGTI/W/121.
- EU (2002c) 'Concept Paper on Non-discrimination, Communication from the European Community and its Member States,' WTO, WT/WGTI/W/122.
- EU (2002d) 'Concept Paper on Development Provision, Communication from the European Community and its Member States,' WTO, WT/WGTI/W/140.
- EU (2003) 'Concept Paper on Policy Space for Development, Communication from the European Community and its Member States,' WTO, WT/WGTI/W/154.
- Friends of the Earth and World Development Movement (2003) 'Investment and the WTO: Busting the Myths,' (<http://www.wdm.org.uk/campaigns/cambriefs/wto/mythbusting.pdf>).
- Gallagher, Kevin ed. (2005) *Putting Development First: The Importance of Policy Space in the WTO and International Financial Institutions*, London and New York: Zed Books.
- Guisinger, Stephen E. et al. (1985) *Investment Incentives and Performance Requirements: Patterns of International Trade, Production and Investment*, New York: Praeger.
- Hallward-Driemeier, Mary (2003) 'Do Bilateral Investment Treaties Attract FDI? Only a Bit... and They Could Bite,' World Bank Research Working Paper, No.3121.

- Hamway, Robert M. (2005) 'Expanding National Policy Space for Development: Why the Multilateral Trading System Must Change,' South Centre Trade-related Agenda, Development and Equity (T.R.A.D.E.) Working Papers No.25.
- Haslam, Paul Alexander (2005) 'The Emerging Foreign Investment Regime in the Americas,' Focal Policy Paper, FPP-05-01.
- Hufbauer, Gary C. and Jeffrey J. Scott (2005) *NAFTA Revisited: Achievements and Challenges*, Washington DC: Institute for International Economics.
- Kumar, Nagesh (2005) 'Performance Requirements as Tools of Development Policy: Lessons from Developed and Developing Countries,' in Gallagher ed., pp.179-94.
- Kurtz, Jürgen (2002) 'A General Investment Agreement in the WTO? Lessons from Chapter 11 of NAFTA and the OECD Multilateral Agreement on Investment,' Jean Monnet Working Paper 6/02.
- Lall, Sanjaya (2005) 'Rethinking Industrial Strategy: The Role of the State in the Face of Globalization,' in Gallagher ed., pp.33-68.
- Messerlin, Patrick A. (2006) 'Enlarging the Vision for Trade Policy Space: Special and Differentiated Treatment and Infant Industry Issues,' *The World Economy*, 20 (10): 1395-1407.
- Neumayer, Eric and Spess, Laura (2005) 'Do Bilateral Investment Treaties Increase Foreign Direct Investment to Developing Countries?,' LSE Research Online (<http://eprints.lse.ac.uk/archive/00000627>).
- Oxfam International (2005) *Rigged Rules and Double Standard (Japanese edition)* (渡辺龍也訳『貧困・公正貿易・NGO』新評論, 2006年).
- Oxfam International (2006) 'Unequal Partnership: How EU-ACP Partnership Agreements (EPAs) Could Harm the Development Prospects of the World's Poorest Countries,' Oxfam Briefing Notes (<http://www.oxfam.org>).
- Peterson, Luke Eric (2004) *Bilateral Investment Treaties and Developing Policy-Making*, International Institute for Sustainable Development (IISD).
- Peterson, Luke Eric (2005) 'The Governance of Foreign Direct Investment: Madly Off in All Directions,' Dialogue on Globalization Occasional Paper No.19.

- Reiter, Joakim (2006) 'International Investment Rules,' in Stephen Woolcock ed., *Trade and Investment Rule-making: The Role of Regional and Bilateral Agreements*, Tokyo, New York, Paris: United Nations University Press, pp.208-40.
- Shadlen, Kenneth C. (2005) 'Exchanging Development for Market Access? Deep Integration and Industrial Policy under Multilateral and Regional-Bilateral Trade Agreements,' *Review of International Political Economy*, 12(5) : 750-75.
- UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development) (1999) *Lessons from the MAI*, New York and Geneva: United Nations.
- UNCTAD (2001) *World Investment Report 2001*, New York and Geneva: United Nations.
- UNCTAD (2003a) *World Investment Report 2003*, New York and Geneva: United Nations.
- UNCTAD (2003b) *Foreign Direct Investment and Performance Requirements: New Evidence from Selected Countries*, New York and Geneva: United Nations.
- UNCTAD (2004) *International Investment Arrangements: Key Issues, Vol.1*, New York and Geneva: United Nations.
- UNCTAD (2006a) *World Investment Report 2006*, New York and Geneva: United Nations.
- UNCTAD (2006b) *Investment Provisions in Economic Integration Agreements*, New York and Geneva: United Nations.
- UNCTAD (2006c) *Trade and Development Report 2006*, New York and Geneva: United Nations.
- UNCTC (United Nations Centre on Transnational Corporations) (1991) *The Impact of Trade-related Investment Measures on Trade and Development: Theory, Evidence and Policy Negotiations*, New York and Geneva: United Nations
- Wade, H. Robert (2005) 'What Strategies are Viable for Developing Countries Today? The World Trade Organization and the Shrinking of "Development Space",' in Gallagher ed., pp.80-101.
- 岩瀬真央美 (2004) 『投資協定における投資の保護——現地子会社の取り扱いを中心に』大学教育出版。
- 尾池厚之 (2006) 「日本の EPA 交渉の展開と展望——日本型 EPA の確立と新たな挑戦」, 『貿易と関税』12月号。
- 佐々木高成 (2003) 「米国通商政策における FTA」『季刊国際貿易と投資』No.52。